

### 第3章 これまでの取組の評価と課題

児童育成計画後期計画（平成13年度～16年度）の実績を評価するとともに、第2章の子どもを取り巻く環境や次世代育成支援に関するニーズ調査の結果等も踏まえながら、今後の課題を明らかにします。

#### 1 多様な保育サービス等子育て支援の充実

##### （1）低年齢児の保育所受入れ枠の拡大

これまで、保育所の適正配置や定員の弾力的運用などを実施することにより、乳児保育の拡充に努めてきた結果、ほぼ全園で乳児保育を実施している状況です。

しかし、低年齢児の保育所入所率が増加傾向にあり、0歳からの保育ニーズが一般化していることから、利用者の利便性の向上のために、より身近な保育所における乳児保育の実施など、受け入れ体制の整備が求められています。

そのため、今後も引き続き、全園における乳児保育の実施などに努める必要があります。

##### （2）多様な需要に応える保育サービスの推進

これまで、延長保育、一時保育等の拡充や休日保育、乳幼児健康支援デイサービス事業等の推進、夜間保育の新たな取組などを実施してきた結果、多様化する保育ニーズに対応するなど、一定の成果をあげてきました。

延長保育については、ほぼ全園で実施しておりますが、延長保育のニーズが一般化されていることから、引き続き全園での実施が必要であり、一時保育については、目標値である50%の実施率を達成していますが、増加する一時保育のニーズに対応するための供給体制の整備が必要となっています。また、休日保育や夜間保育、乳幼児健康支援デイサービス事業については、地域による利便性の格差が生じていることから、サービスの拡充に努めていく必要があります。

今後は、ニーズ調査の結果などから、短時間勤務者等に対応したサービスやより身近な場所でのサービスを求める声があることより、引き続き、保育サービスの充実・強化に努める必要があります。また、これらの保育サービスを利用者が安心して利用できるようにするために、第三者評価制度を活用し、サービスの質を確保する必要があります。

### (3) 子育て基盤の整備

これまで本市においては、保育園の整備方針を策定し、保育需要の動向や公民の役割分担を踏まえながら、保育園の適正配置に努めてきた結果、待機児童がほぼ解消されたところです。また、子育てサロンの整備を計画的に行ってきた結果、平成16年度までに、中央、東部及び北部地区における整備が完了し、交流事業や子育て相談、サークル支援などの事業の拡充により、在家庭保護者の育児負担の軽減を図ってきました。

しかし、保護者の育児不安が解消されておらず、特に在家庭において育児の孤立化が生じるなど、更なる育児負担の軽減を図る必要があります。また、地域の子育て支援の拠点施設である子育てサロンについては、地域による利便性の格差が生じています。

そのため、引き続き、西部・南部の未整備地区への子育てサロンの拡充に努めるとともに、保育所や幼稚園などの地域の子育て支援施設と連携を図りながら、子育てサロンにおいて、各種子育て支援情報のコーディネート機能を充実させるほか、訪問による子育て支援等を行うなど事業の充実を図り、家庭や地域の養育力の向上に取り組む必要があります。

## 2 子育てと仕事の両立のための雇用環境の整備

### (1) 男女の雇用機会均等に関する意識啓発

平成11年4月の改正男女雇用機会均等法の施行により、男女で差別的取扱いをしない雇用環境が整備され、本市においても男女平等意識の啓発事業を推進してきました。

しかし、依然として、事業所等における仕事と家庭に対する役割分業意識や職場優先意識は解消されていない現状です。

今後は、男女がともにその能力を十分に発揮して働くことができるよう、事業主の理解と協力を得るための啓発活動に積極的に取り組むとともに、勤労者など市民一人ひとりの意識を啓発するための取組が必要となります。

## (2) 育児と仕事の両立のための就業環境の整備

これまで本市では、育児と仕事の両立支援のため、就労支援の啓発活動や労働相談を実施するほか、ファミリー・サポート・センターを設置し、育児と仕事を両立しながら安心して働くことができる環境の整備を図ってきました。

その結果、ファミリー・サポート・センターの活動も、年々活発化し、育児と仕事の両立支援が推進されましたが、これまでの両立支援の取組は、家事や育児の多くを担う女性が、仕事と家庭を両立させるための支援を中心としたものでした。

今後は、男女が協力して子育てができるよう、男性を含めたすべての人が家庭と仕事のバランスが取れる多様な生き方が選択でき、男性も積極的に育児に参加できる取組を推進する必要があります。また、育児と仕事の両立支援のためには事業所の理解と協力が不可欠なことや、事業所においても次世代育成支援対策のための行動計画策定が義務化されたことなどから、事業所への意識啓発の働きかけを行う必要があります。

## 3 家庭における子育て支援

### (1) 母子保健対策の充実

これまで、母子保健対策については、母性並びに乳幼児期の健康の保持・増進を図るため母子保健に関する知識の普及や乳幼児健康診査をはじめ健康相談や訪問指導事業の充実に努めてきました。

しかし、家庭・地域での養育力が低下する中で、育児不安を訴える保護者が増えており子どもの成長や親の価値観にあわせ、一人ひとりに適した支援が求められています。

今後は、安心して妊娠・出産・育児を行うことができるよう妊娠期からの育児不安の解消など継続した支援体制の充実を図るほか不妊に悩む夫婦に対して、経済的負担の軽減を含めた支援の充実を図る必要があります。さらに、次代を担う子どもが心身ともに健やかに成長できるよう、食を通じた健全育成や思春期保健対策の充実を図る必要があります。

また、一貫性・継続性のある療育の総合的な支援拠点施設の整備とともに、発達に遅れのある子どもをもつ保護者へのきめ細やかなサポートも求められています。

## ( 2 ) 経済的負担の軽減

保育料については、市独自の徴収基準を定めて、軽減を図ってきたほか、乳幼児医療費の助成については、順次、対象年齢を引き上げ、また、幼稚園就園奨励費補助により、入園料・保育料の一部を補助することで、子育て家庭の経済的負担の軽減を図ってきたところです。また、ひとり親家庭に対しては、これまでに各種手当や貸付金制度の有効活用の促進を図ってきたところです

しかし、少子化の原因として経済的負担が挙げられており、子育てにかかる経費の軽減が求められています。

今後は、医療費助成制度の対象年齢の拡大を図り、利用者の利便性の向上のため窓口負担免除の実現に取り組むとともに、ひとり親家庭に対しては、家庭の自立・就業の支援に主眼を置きながら経済的支援のあり方も含めて、総合的な支援策を検討していく必要があります。

## ( 3 ) 家庭教育支援等の充実

家庭は、子どもが基本的な生活習慣や社会的ルールを見につける上で重要な役割を持っており、親子のきずなの形成に始まる家族との触れ合いを通じて、生きるための基礎的な力を育むため、これまで親子交流事業・相談事業などの充実に努めてきました。

しかし、都市化や核家族化を背景とした家庭の養育力の低下が指摘されており、家庭教育の重要性が一層高まっています。

そのため、子育てについては、第一義的に保護者がその責任を担うという認識のもと、家庭の養育力の向上を図るため、引き続き、家庭教育に関する学習機会の提供や、相談事業を充実する必要があります。

#### 4 学校・地域における子育て教育・環境の充実

##### (1) 子どもがのびのび育つ教育環境の整備

これまで、幼稚園・保育所・小学校が連携した交流事業や、子どもが自主的に活動できる場所等の情報提供を通して、集団生活や社会体験等の機会の確保に努めるとともに、ゆとりある教育環境の実現を図ってきました。

しかし、幼児教育への関心の高まりに対応することや、少子化が進む中、子どもが集団生活等の中で社会性や自立性を育成することが求められています。

今後は、小学校教育へ円滑につながる幼児教育の充実を図るほか、地域の社会資源や人材を有効に活用し、家庭での子育てや、学校や地域における様々な活動が円滑に進められるよう、環境整備に努めていく必要があります。

##### (2) 保育園・幼稚園における子育て支援

これまで、保育所や幼稚園の持つ専門的育児機能の地域開放を図りながら、保育所における異年齢児交流や、幼稚園における子育てランド事業などの子育て支援事業の実施により、地域の子育て家庭の支援に積極的に取り組んできました。

その結果、これまで以上に、保育園や幼稚園が、育児のノウハウを活かして地域の子育て支援に取り組む期待が高まっています。

今後も、地域の身近な子育て支援の拠点として、保護者のニーズに応じた子育て支援事業の充実を図る必要があります。さらに、保護者の利便性や多様化するニーズなどを考慮し、保育所や幼稚園の機能を併せ持つ総合的な施設の検討を行う必要があります。

### (3) 地域における健全育成環境の整備

これまで、子どもの健全育成のための拠点施設である子どもの家を計画的に整備し、その事業内容の充実を図るなど、地域全体で、障がい児を含むすべての子どもの健全育成を推進してきました。また、児童虐待の未然防止等を図るために、平成14年度に宇都宮市児童虐待防止等ネットワーク会議を設置し、関連機関との連携を図りながら虐待の予防や早期発見等に努めてきたところです。

その結果、子どもの家については、目標値を達成しましたが、小学校在籍児童数に対する留守家庭児童の割合は年々増加しており、小学校区におけるサービスの格差が生じていることから、全小学校区への子どもの家の整備が求められています。

また、一方で、少子化による子ども同士の交流機会の減少や地域における子育ての連帯感の希薄化、増加傾向にある児童虐待など、子どもの健やかな育ちへの深刻な影響が懸念されている状況にあります。

そのため、子どもが健全に育つためには、家庭のほかに地域の養育力も必要であるということや地域の一人ひとりが理解するとともに、次代を担う子ども一人ひとりの個性を尊重し、地域における子育て支援の環境を整備し、子どもの育ちを地域社会全体で支えることが必要です。また、児童虐待に対する対策として、今後は特に、身近な地域における未然防止や早期発見を図るため、市内各地区の民生委員・児童委員、主任児童委員が中心となり、地域における関係機関との連携・協力体制を整備するとともに、発生予防から早期発見、保護、アフターケアに至る総合的な支援のあり方についても取り組むなど、子どもの人権を尊重する社会環境づくりが必要となっています。

さらに、近年、子どもの身の回りにおける犯罪や事故が目立つようになっていることから、安心して生活できる環境づくりが求められており、そのため、行政と地域が連携・協力し、子どもを犯罪等の被害から守り、安心して暮らすことができるまちづくりを推進する必要があります。

## 5 住まいづくりやまちづくりによる子育て支援

### (1) 住宅の整備促進

市民の住宅に対するニーズは、質や環境、利便性を重視する傾向にあり、これまでに、老朽化した市営住宅の建替事業の推進やファミリー世帯などへの良質な賃貸住宅の供給促進を図るほか、住宅の取得・改修のための融資制度による支援や住宅相談窓口の充実に努めてきました。

今後も引き続き、全ての市民が安心して暮らせる住宅の供給を促進するとともに、職住近接で子育てのしやすい都心居住をより推進する必要があります。

### (2) 安全な生活環境や遊び場の確保

これまで、子どもが安全で楽しく遊び、生活できるまちづくりを目指して、公園や水辺空間などの身近な遊び場の整備や、公共的施設や公共車両等のバリアフリー化に努めてきました。

しかし、引き続き、子どもの遊び場において安全・衛生上の不安を解消し、子育て中の親子が安心して外出できる環境づくりが求められています。

今後も、子どもから高齢者までが安心して過ごすことのできるコミュニティ推進の場としての公園づくりや、子育て中の親子も安心して外出できるバリアフリー化を引き続き推進する必要があります。

## 【課題の整理】

1. 現在，児童虐待が大きな社会問題となっており，児童虐待防止等への対応を充実させることが必要となっている。また，少子化などの影響により，子ども同士が切磋琢磨して成長する機会などが減少する傾向にあり，子どもが健やかに育つ権利を保障する環境整備が求められている。
2. 核家族化等の影響により家庭の養育力が低下したことなどが，保護者の育児不安が増加したことの原因として指摘されており，育児負担の軽減を図るため，妊娠・出産・育児を通じた母子の健康の確保を図るとともに，不妊に悩む人への支援や次代を担う子どもの健康支援の充実が必要である。
3. 女性就業者の増加やひとり親家庭の増加など，家庭のスタイルが多様化していることや，就労している保護者より就労していない保護者の方が育児負担を多く感じる傾向にあることから，就労の有無に関わらず，また，ひとり親家庭，障がい児を持つ家庭など，すべての子育て家庭の育児負担の軽減を図る支援が必要である。
4. 就労形態や価値観の多様化等により，短時間勤務者に対応したサービスや一時預かりなど，子育て家庭のニーズに柔軟に対応する保育サービスの提供や，その質の充実が必要である。
5. 都市化の進行等による地域の養育力の低下が懸念される中，地域社会全体で子どもの育ちと子育て家庭を支援するため，地域の社会資源や人材を有効に活用し，子どもや子育て家庭が地域と積極的に関わる環境づくりが必要である。
6. 結婚や家族に関する意識の変化などにより未婚化や晩婚化が進行したことが，少子化の一因となっていることから，家庭の役割や子育ての意義について理解を深め，男女が協力して子育てをすることができる環境整備が必要である。
7. 子どもが巻き込まれる事件や事故を身近に感じるが多くなり，安心して生活することができる環境づくりが求められていることから，防犯・事故防止などの視点を含め，まちづくりによる子育て支援が必要である。